

山梨県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百十九条第二項の規定により、次の選挙を平成三十一年一月二十七日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

平成三十一年一月二十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中込まさゑ

一 選挙の期日 平成三十一年一月二十七日

二 選挙の種類 上野原市議会議員一般選挙